

## 富山県がん診療地域連携拠点病院等の指定に関する要綱（案） 新旧対照表

旧	新	備考
<p>第1条 略</p> <p>(地域連携拠点病院の指定)</p> <p>第2条 知事は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院であって、次の要件のすべてを満たすものを、地域連携拠点病院として指定することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原則として、<u>がん診療連携拠点病院の整備に関する指針（平成30年7月31日付け健発0731第1号厚生労働省健康局長通知の別添。以下「局長通知」という。）の「Ⅱ地域がん診療連携拠点病院の指定要件について」に定める要件を満たしていること。</u> <u>ただし、「2 診療実績」については概ね満たすよう努めていること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(人材育成拠点病院の指定)</p> <p>第3条 知事は、<u>局長通知に基づき</u>指定された県内の地域がん診療連携拠点病院のうち、次の要件をすべて満たすものを、人材育成拠点病院として指定することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p>	<p>第1条 略</p> <p>(地域連携拠点病院の指定)</p> <p>第2条 知事は、医療法（昭和23年法律第205号）第1条の5に規定する病院であって、次の要件のすべてを満たすものを、地域連携拠点病院として指定することができる。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 原則として、<u>別紙で定める要件を満たしていること。</u></p> <p>(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p>(人材育成拠点病院の指定)</p> <p>第3条 知事は、<u>厚生労働大臣が指定した</u>県内の地域がん診療連携拠点病院のうち、次の要件をすべて満たすものを、人材育成拠点病院として指定することができる。</p> <p>(1)～(3) 略</p> <p>2～5 略</p> <p><u>附 則</u> <u>(施行期日)</u></p> <p>1 <u>この要綱は、令和 年 月 日から施行する。</u></p> <p><u>(経過措置)</u></p> <p>2 <u>この要綱の施行日の時点で、旧要綱に基づき、地域連携拠点病院等の指定を受けている医療機関にあつては、令和5年7月31日までの間に限り、この要綱で定める地域連携拠点病院等として指定を受けているものとみなす。</u></p>	<p>・要件は別紙で定める</p> <p>・ただし以下の診療実績については、「概ね」を削除し、「満たすよう努めていること」を別紙「2 診療実績（1）」に規定</p> <p>・第2条第2項の略称規定の削除に伴い修正</p> <p>・附則を追加</p>